

1

三位バラバラ改革に反対 三位一体改革関連3法

地方への負担押し付け「三位一体改革」

三位一体改革関連3法案（「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案」「所得譲与税法案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」）が159回通常国会へ提出された。

その内容は、小泉内閣の三位一体改革が、地方分権とは名ばかりの「地方への負担押し付け改革」であることを決定づけるものであった。補助金改革は地方の裁量が高まることの無い項目が並び、地方交付税制度は抜本改革なしに総額抑制ばかりが進められた。本格的税源移譲は先送りされ、1兆円の補助金削減と1.2兆円の交付税抑制に対し、暫定的に移譲されたのは6558億円で過ぎなかった。さらに、議論が年末にまでもつれこんだことにより、赤字予算の編成を試みる自治体が現れるほど、地方財政は混乱状態へ陥った。

18兆円の財源を地方に——民主党の地方分権政策

小泉内閣の掛け声倒れの地方分権に対し、民主党は「地域のことは地域で決める」分権政策を提唱し続けた。この考えを具体化したものが、独自に編成した平成16年度予算案である。約20兆円のひも付き補助金を抜本的に改革し、約18兆円（5.5兆円の税源移譲および12.6兆円の一括交付金）を地方へ税財源移譲することで、地方分権を強力に推し進める案である。

民主党は、地方いじめの3法案に対し断固反対の姿勢をとるとともに、地域主権型社会の創造を目指し地方分権政策を推進に取組んでいくことを改めて確認した。

2

市民が主役の司法へ 裁判員の参加する刑事裁判法案

裁判員制度設計を提案

民主党は、司法制度改革を市民が主役の司法をめざす重要な改革と位置づけ、公正で、国民が参加しやすく、分かりやすい裁判員制度を創設する観点から、2003年12月に「裁判員制度設計に関する考え方」を発表した。裁判員数を10人前後とし、評決を3分の2の特別多数決とすること、守秘義務の範囲は裁判員の意思表示の自由や報道の自由に配慮して調整すること、育児・介護等に配慮した国民が参加しやすい環境整備をはかること、義務教育段階から裁判員制度を含めた法教育を充実すること、公判前手続の適正化に向け、取調べの可視化と全面的な証拠開示を実現すること等を提案した。

民主党の要求で法案修正を実現

民主党は上記の提案にもとづいて法案修正を要求し、与野党協議の結果、①守秘義務に係る懲役刑の1年以下から6カ月以下への引き下げ、②罰則を課す守秘義務の範囲の明確化、③保釈取消事由としての「裁判員への接触」の限定、④国民が参加しやすい環境整備の義務、⑤3年後の見直し規定——の法案修正が実現した。

同時に審議された、公判前整理手続の導入、公的弁護人制度の整備を柱とする政府提出の「刑事訴訟法等の一部改正する法律案」では、民主党が要求した①開示証拠の目的外使用禁止違反に係る措置について取調べに係る事情等を考慮する規定、②証拠開示の対象となる「供述録取得書等」に係る限定の削除、③検察審査員の守秘義務違反に係る懲役刑の6カ月以下への引き下げ——について法案修正が実現した。

3

国民保護法制の整備

有事関連7法案・3条約

民主党は、政府提出の「国民保護法案」等、有事関連法案等について、国民の視点に立った修正案を策定し、国会に提出した。

その主な内容は、①「緊急処理事態」の位置付け、②「緊急処理事態」の認定、③「緊急処理事態」への対処措置の終了、④ 現地対策本部の設置、⑤「訓練」のあり方、⑥ 指定公共機関等の「業務計画」、⑦ 報道の自由、⑧ 事後的救済、⑨ 費用負担、⑩ 国民保護協議会——の計10項目であり、いずれも政府案の不備や不明確な点を質すものであった。

与野党協議により、上記①②③④⑤⑨が修正案に盛り込まれることとなり、残る事項も、附帯決議で十分に担保されることとなったため、与党との共同修正案を提出して、成立を見た。

捕虜・戦傷病者の適正処遇盛る

今回成立した法律・条約には、ジュネーブ条約関連のものとして「ジュネーブ条約第一追加議定書」「ジュネーブ条約第二追加議定書」「捕虜等取扱法」「国際人道法違反処罰法」があり、捕虜や戦傷病者等の適正な処遇が定められ、二つの議定書の承認により、長年の懸案であった同条約への批准手続きが整った。

米軍関連のものとしては、「有事ACSA」「米軍支援円滑化法」「改正自衛隊法」があげられ、米軍に対して後方支援、物品・役務の提供のあり方等を定めている。このほか、外国軍用品等の海上輸送の規制のあり方を定める「海上輸送規制法」や港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波の利用について総合調整を行う「特定公共施設等利用法」が成立した。

4

北朝鮮への外交カード

外為法・特定船舶入港禁止法

改正外為法を民主党・与党で共同提案

民主党は、北朝鮮の頑なな姿勢により、一向に進展しない拉致事件や核・ミサイル問題に適切に対処するため、衆議院選挙の際に発表した「追加マニフェスト」において、「北朝鮮に対する送金規制を可能にするための法整備を行います」と発表した。

これを受け、北朝鮮問題PTを中心に検討を進め、我が国の安全保障上の観点から、独自に送金規制等が可能となる外為法改正に対する考え方をまとめた。一方、与党も同様の見地から検討を進めていたことから、協議を進め、合意を見たため、民主党と与党との共同提案となり成立を見た。

特定船舶入港禁止特別措置法も民主党主導で成立

民主党は、新たな外交カードの位置付けとして、送金や貿易を規制するだけでなく、万景峰号等を利用した北朝鮮船舶等の入港を規制する必要性から、独自に「特定船舶等入港禁止特別措置法案」を策定し、国会に提出した。

一方、与党も同様の観点から「特定船舶の入港禁止に関する法律案」を策定し、国会に提出していた。

小泉総理は再訪朝の際、北朝鮮が「平壤宣言を遵守する限り経済制裁はしない」と表明し、外交カードを自ら封じ、国会の努力に水を指す姿勢を示したことから、改めて、立法化を促進する機運が高まった。

与野党協議の結果、民主党・与党とも、それぞれの提出する法案を取下げ、民主党の主張を大幅に盛り込んだかたちで共同の合意案を策定し、「特定船舶入港禁止特別措置法」として成立を見た。

5

イラクへの復興支援 イラク特措法案

民主党は、米国等によるイラク攻撃に反対したが、イラク国民がこれ以上の災禍に見舞われることを回避するという人道的見地や、イラクの安定と中東和平などの見地から、わが国にふさわしい支援に積極的に取り組むべきという立場を表明してきた。

これに対して政府・与党は、現地の的確な情勢認識もなく、憲法上の問題、対イラク・対中東政策に関する戦略等の検証も欠いたまま、昨年7月、イラク特措法の成立を強行した。イラク攻撃支持の根拠とした大量破壊兵器が発見されず、米英軍による占領統治が悪化する中、12月、自衛隊派遣の閣議決定を行った。

自衛隊の撤退求める

159回通常国会の開会後、政府は自衛隊派遣に関する国会承認を求めたが、民主党は「戦闘地域と非戦闘地域」の虚構性、「武力行使との一体化」の可能性、自衛隊とイラク統治機構(CPA)の関係などについて厳しく追及した。政府のサマワ情勢に関する誤った説明などにより、審議は一時空転したが、政府・与党はさまざまな問題に何ら答えることなく、自衛隊のイラク派遣を迫認する国会承認を強行した。

新たな国連安保理決議の採択と暫定政権への主権移譲を踏まえ、小泉首相は、日米首脳会談において、多国籍軍への自衛隊の参加を表明した。国会や国民の説明に先立つ対外公約は、国会軽視であり、国連決議を口実に、暫定政権下での活動という新たな事態に特措法を援用し、その下にある政令改正で済ませようとする手法は、法治国家の姿勢として容認できないとして、民主党は自衛隊の撤退を求めた。

6

ビジョンなき増税政策 所得税法等の一部改正法案

政府与党は年末の与党税制大綱で「2004年度の公的年金課税強化、05及び06年度の所得税増税、07年度の消費税増税」という空前の大増税計画を決定。今国会に提出された「所得税法等改正案」は、これを受け、公的年金課税における控除の縮減を盛り込む一方、小泉内閣や与党が掲げた「三位一体」「年金制度の抜本的改革」については、まったく見るべきものが無かった。また、年金課税強化による課税最低限の低下に伴い各種の社会保険料負担が増加するにもかかわらず、民主党が指摘するまで政府はまったく気づかないというずさんさを露呈した。

さらに本法案には、税制の大原則を逸脱する暴挙が盛り込まれた。すなわち、本法案によって従来認められていた不動産譲渡にかかわる損益通算が廃止することになっていたが、その適用時期を法案の成立に遡って、本年1月とした。このように取引時点で存在しない法律によって、事後的に税を課せば、税制に対する国民の信頼は維持できない。

ローン利子控除創設など修正案を提出

民主党は、特に国民生活に影響が大きく、速やかに対応できる項目に絞って修正案を提出。その内容は①ローン利子控除制度の創設②消費税総額表示の撤回③不動産譲渡損の他所得との損益通算廃止の実施について2年間の周知期間を設ける——の3項目。①のローン利子控除制度の創設は、住宅ローンに限らず、自動車、教育など広範なローンに係わる利子を、課税所得から控除する制度である。結果として、民主党提出の修正案は否決され、政府案が成立した。

7

公的資金のバラマキ 金融強化法

個別金融機関の救済に公的資金を投入

これまで政府は、個別金融機関の救済には公的資金を投入しない、公的資金は金融システム維持のために投入するという姿勢をとってきた。したがって、比較的規模の小さい地域金融機関が経営危機に陥った場合は、公的資金を投入するのではなく、合併により救済するという護送船団行政が押し進められた。このような姿勢を180度転換したものが、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（金融強化法）である。

衆院では対案を提出

民主党は、金融強化法は公的資金のバラマキに過ぎないと主張する立場から、衆議院では対案として「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案」（金融再生ファイナルプラン関連法案）を提出した。結果的には、政府案が可決、民主党案が否決されたが、政府案は90の金融機関を合併させて総額2兆円の公的資金を投入することを想定しているなど、多くの問題点が明らかとなった。

参院では委員会採決抜きで本会議採決を強行

衆議院通過後、参議院では審議入りが遅れたが、この背景には与党内政局が絡んでいたといわれている。会期末が迫る中、財政金融委員会における審議も一向に進まず、与党もいったんは廃案を覚悟したかにみえたが、土壇場で舵を切り、委員会採決抜きの本会議採決を強行した。参議院の存在意義、委員会中心の国会運営のあり方を自ら否定する暴挙であった。

8

地域運営学校の創設へ 地方教育行政組織法改正

民主党はコミュニティスクールを推進

民主党は、「教育の多様性」と「地方分権」をキーワードに、従来の公立学校に加え、地域のニーズに基づいて運営される新タイプの学校＝地域運営（家庭、学校、地域社会が一体となって運営する）学校の推進に取組んできた。米国などではコミュニティスクールと呼ばれる。民主党の提唱するコミュニティスクールは、現在の小中学生を対象に、地域が住民から公募した学校長のイニシアティブのもと、保護者や地域住民の意思を採りいれながら運営する学校をめざしている。民主党では2000年11月の「コミュニティスクール検討ワーキングチーム」設置以来、全国各地を回って意見交換する“教育キャラバン”を通じ、その必要性を訴えてきた。

政府もようやく地域運営学校創設へ着手

政府は159回通常国会で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。学校運営協議会を設置し、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた学校づくりを進めるとの趣旨で、地域運営学校創設の第一歩といえるものであることから、民主党は賛成した。

今回の政府案だけで地域運営学校の推進がはかれるとはいえないが、これを一歩進めることで、現在の地方教育行政組織法のあり方や、地域で運営する学校のメリットがみえてくると思われる。民主党は、今後とも法の運用状況を注視しつつ、地域が主体となって学校運営に携われるよう、さらに提案を続けていく。

9

公平・透明・持続可能な年金制度に 年金抜本改革推進法案

民主党は、現行年金制度の枠組みを継続すれば、空洞化を続ける制度の破綻は免れえず、国民の不信・不満を解消しつつ、安定した制度へと抜本的に改めることが必要という認識に立ち、2003年11月の総選挙マニフェストでは①年金制度を一元化する、②所得に応じた保険料負担、負担に応じた給付となる所得比例年金と、税を財源とし所得比例年金だけでは十分な年金額とならない人たちを支給対象とする最低保障年金からなる二階建ての年金制度にする一を柱とする抜本的な年金改革プランを示した。

抜本改革の道筋を明らかに

与党が負担と給付の水準調整のみに拘泥するなか、民主党はマニフェストで訴えた年金抜本改革の方針を基に、さらに制度の具体化を行い、159回通常国会に「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」（年金抜本改革推進法案）を提出した。政府が年金財政に関する資料を出し渋る中で試算をする限りにおいては、政府が示した給付水準を確保できることを明らかにしつつ、現在までに積み上がった過去債務（今後給付を約束した年金の合計）を年金目的消費税によって国民全体で償却し、世代間格差の調整も含めて、将来の年金制度の安定を確保する制度を提案した。

国民の6～7割が抜本改革と慎重な審議を望む中で、与党は政府法案の成立を急ぎ、衆参両院で強行採決を行い、年金制度の抜本改革は先送りされることとなった。

衆参両院に提出された民主党法案は廃案となった。

10

食の安全のために 鳥インフルエンザ・BSE対策法案

矛盾だらけの政府の姿勢（BSE問題）

現行の「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する法律」は、国産牛肉に厳しいトレーサビリティを課しつつ、輸入牛肉は野放しのままという矛盾を抱えた法律だった。

民主党は、国産と輸入の食品の安全性に異なる制度が存在することを放置する政府・与党の姿勢を厳しく指摘し、154回通常国会に引き続き、159回通常国会でも、野党共同で「牛海綿状脳症対策特別措置法案」「輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」（BSE対策特別措置法）を提出し、輸入牛肉についても国産牛肉と同様にトレーサビリティを義務付け、食の安全の確保をめざした。

しかし、政府・与党は、政策の誤りに気付きながらも牛輸出に配慮し、法案の審議に応じることすらしなかった。この政府・与党の姿勢は厳しく批判されるべきである。民主党は引き続き本法案の成立を目指していく。

被害予防と生産者救済（鳥インフルエンザ）

山口県に端を発した、鳥インフルエンザ問題は生産者・消費者ともに大きな影響を与えた。

民主党は鳥インフルエンザの蔓延防止と、これにより被害を被った生産者等の万全な救済を図るために「高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案」を提出した。

これに対し政府は「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」を提出したが、民主案と比較すると内容は不十分であった。しかし、民主案が否決されたため、蔓延防止と被害救済という観点からは一歩前進でもあることから、やむなく賛成した。

11

職務発明の対価規定を整備 審査迅速化のための特許法改正

相次ぐ高額支払い判決

2004年1月、青色LEDの発明者が対価を求めていた事件で、東京地裁は、企業に200億円の支払いを命じた。この判決と前後し、職務発明に関し、高額支払いを命じる判決が相次いだ。

旧制度では、特許権は発明者に帰属し、発明者から企業への承継が可能となっていた。その際、発明者には対価の請求権が認められていた。発明者からは「正当な対価が得られにくい」、企業からは「対価額の予測ができない」等の問題が指摘されてきた。

特許法35条の見直しへ

民主党は、知的財産立国推進の立場から、発明者と企業がともに納得できる職務発明制度を確立することを求めてきた。政府は、重い腰を上げ、159回通常国会に、職務発明制度の見直しを柱とした「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」を提出した。新制度は、発明者の意見反映、情報開示など透明性の確保、発明者処遇や生産・販売努力の考慮等を規定し、取り決めが合理的ならこれを尊重し、不合理なら相当な対価を求める枠組みとなっている。

労働協約の尊重などを条件に成立

民主党は、事例集作成など職務発明規定の整備、労働協約の尊重など附帯決議等で条件をつけ、賛成し、法律は成立した。その他、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査」「審査順番待ち期間ゼロ」の実現に向けた審査迅速化のための措置も法律に盛り込まれた。

12

形だけの「民営化」 高速道路関連法案

道路関係4公団民営化推進委の提言を無視

小泉改革の目玉である道路公団改革を議論した道路関係四公団民営化推進委員会は、非科学的で無責任な需要予測、高コスト体質などの問題を解決するため、4公団を「民営化」することを2002年12月に意見書としてとりまとめた。そして政府は、この意見書を基本的に尊重することを閣議決定した。ところが、国土交通省と与党は、この意見書の内容を骨抜きにした「政府・与党申し合わせ」を2003年12月に決定した。

公団方式よりも無責任な「上下分離」方式

申し合わせを受け政府は159回通常国会に「道路関係四公団民営化法案」を提案したが、①償還主義・プール制の温存②コスト削減のインセンティブなし③上下分離方式のため採算性を度外視して建設しても民営会社は責任なし④45年後債務完済の試算がお粗末⑤分割された民営会社の債務が確定しておらず上場は不可能——など次々と政府案の問題が明らかになった。

民主党は対案を提出

このような無責任で形だけの民営化では国民負担を増大させるだけであることから、民主党は、経済の再生と地域再生のために高速道路を原則無料化の方針を決定。①無料化の基本理念②道路関係四公団を解散し国等に債務と資産を承継③政府に高速道路事業改革推進本部の設置——などを主な内容とする「高速道路事業改革基本法案」を159回通常国会に提出した。新規の無駄な道路建設を優先したい与党は民主党案を否決し、政府案が成立した。

13

国内生態系破壊の防止を 外来生物種規制法案

なぜ外来種の規制が必要なのか

世界各地から様々な動植物が日本に持ち込まれており、侵入した動植物により国内の生態系を破壊している事例が目立ってきた。

例えば近年のペットブームで、アライグマのように逃亡して野生化し、野生動物や生態系全体に多大な影響を与えている事例や、外来魚が各地で密放流され、在来魚が絶滅している事例が見られる。

日本には現在、外来種を規制するための法律が整備されておらず、このまま放置すれば、日本国内の生態系が外来種によって完全に破壊されてしまう危険性が極めて高い。

外来生物種規制法案

このような現状に鑑み、民主党では2001年より「移入種対策ワーキングチーム」を設置し、①国内生物台帳を作る②規制を禁止と許可制の2段階とする③新規生物の輸入は許可制とする——等を主な内容とした「外来生物種規制法案」（以下民主党案）を策定し、157回臨時国会に法案を提出した。

外来種法案を法制度として確立

民主党案に促される形で、159回通常国会には政府より「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案」（以下政府案）が提出されたことから、民主党案を対案として再度参議院に提出し、参議院環境委員会、参議院本会議において政府案の問題点を追及してきた。残念ながら民主党案は廃案となってしまったが、政府案の不十分な点については、引き続き追及していく。

14

不祥事防止に三位一体で 公益通報者保護等3法案

政府は公益通報抑制法案を提出

リコール隠し、肉の偽装表示等の企業不祥事や、警察不正経理疑惑等の行政の不祥事が相次ぎ、不祥事等を防ぐために、公益通報者の保護法制が必要であるとの声が高まりを見せた。だが、159回通常国会に提出された政府案は、「公益通報抑制法案」というべきものだった。

民主党は「公益通報者保護等法」を提出

民主党は、①保護対象を下請等事業者まで拡大、②実質的公益侵害まで通報対象事実の範囲を拡大、③通報対象事実の切迫性の要件を削除、④外部通報先の範囲、外部通報要件を適切な範囲で拡大、⑤施行と見直しの期日を前倒し——する旨の修正案を提出し、正々堂々と議論を行ったが、政府案は原案通り成立した。

不祥事を防ぐには三位一体の枠組みが必要

血税を預かる公務員は、最も不祥事を起こしてはならないとの考えから、民主党は、「国の行政運営の適正化を図るための公益通報に関する法律案」（公益開示法案）を159回通常国会に3野党で提出した。また、生活用品等についての危険情報の提供等を事業者に義務付ける「消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案」（危険情報公表法案）も提出した。

民主党は、「公益通報者保護法」を改正するとともに、「公益開示法案」「危険情報公表法案」を成立させ、三位一体の法律で、事故隠し等の未然防止、被害拡大防止に努め、国民の生命・財産を守る努力を続けていく。

15

公正で透明な政治の実現 政治改革関連一括法案

政治改革関連一括法案の取りまとめ

民主党は、2003年衆議院議員選挙時のマニフェストに掲げた政治改革関連の政策を中心に、「政治改革関連一括法案」を取りまとめ、159回通常国会へ提出した。

「一票の格差」「政治とカネ」など抜本改革

一括法案は、「公職選挙法の一部を改正する法律案」「衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（一票の格差是正法案）「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」（あっせん利得処罰法の一部改正案）の4本からなる。

「公職選挙法の一部改正案」は、①衆議院の比例定数80削減、②電話選挙運動員に関する規定追加、③インターネットを利用した選挙運動の解禁——の改正を行うもの。

「一票の格差是正法案」は、衆議院選挙における一票の格差を2倍以内に収める法案。47都道府県に1議席ずつ割振る基数配分制度を廃止し、小選挙区全てを人口比例で議席配分する。

「政治資金規正法等の一部改正案」は、①公共事業受注者等の献金禁止、②迂回献金の受皿となる政党支部数の制限、等により、「政治とカネ」の透明度を高めることに主眼を置く。

「あっせん利得処罰法の一部改正案」は、口利き政治根絶のため、処罰対象に政治家全般の私設秘書や親族を加える等の改正を行うもの。

民主党は、これら法案の成立を図るとともに、政治に対する国民の信頼回復に努めていく。

16

配偶者からの暴力根絶を DV防止法改正

「DV防止法」改正を提言

2001年、151回通常国会で全会一致で成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行後、「DV（ドメスティック・バイオレンス）は重大な犯罪行為である」との認知が高まりつつある。しかし、今でも被害者のみならず、親族や支援者までも巻き込む事件が相次ぐなど、DV被害は依然深刻である。

民主党は、DV被害の実態、法施行状況などについて、男女共同参画調査会で各方面からヒアリングを行い、2003年9月に、「『DV防止法』改正の課題」をとりまとめた。

DV防止法改正案が成立

民主党の強い働きかけにより、参議院の超党派議員によるDVプロジェクトチームも動き始め、159回通常国会で「DV防止法改正案」が参議院共生調査会長提案され、全会一致で成立した。

同改正案に盛り込まれた主な内容は、①「配偶者からの暴力」の定義を拡大する、②接近禁止命令に子を加えるなど、保護命令制度を拡充する、③DV防止についての基本方針及び基本計画の策定や民間団体との連携など、被害者の自立支援を明確化する——ことである。

しかし、加害者更生プログラムの導入、保護命令対象の親族等への拡充、ファックスや電話等による脅迫の禁止など、さらに検討しなければならない課題もあることから、民主党は引続き見直しを働きかけていく。

17

子どもの人権を守る 児童虐待防止法改正

児童虐待の増加・深刻化への対応

児童虐待防止法は、民主党が先駆けて検討に着手し、衆議院青少年問題特別委員長提案により2000年5月成立した。法律の制定は、児童虐待防止に一定の役割を果たしたが、近年の虐待事件の増加・深刻化を前に、様々な限界も明らかになっていた。

改正のポイント

そのため159回通常国会において、「児童虐待防止法の一部を改正する法律案」が衆議院青少年問題特別委員長より提案、可決された。改正の柱は、①保護者以外の同居人からの虐待行為やドメスティックバイオレンス（DV）など間接被害も児童虐待とすること、②虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とすること、③警察署長に対する援助要請、④虐待を受けた児童に対する進学・就職の際の支援、⑤法施行後3年以内の検討規定——などである。

民主党の取組みと今後の課題

民主党は、今回の法改正を前に「民主党の児童虐待防止法等改正案について」とする考え方をまとめた。その内容は、①子どもの人権擁護を法目的に明記すること、②虐待児童の安全確認と早期救済策、③中央児童虐待防止会議の設置、④親権の濫用がある場合の家庭裁判所による一時停止や一部停止——などである。民主党では、今回の与野党合意案（成立した委員長提案）に盛り込まれなかった点も含め引き続き検討を加え、児童虐待の防止および子どもの権利擁護に向けた取組みを進めることとしている。

18

差別禁止法への第一歩 障害者基本法改正

改正をめぐる経緯

156回通常国会最終盤の2003年7月、与党から「障害者基本法の一部を改正する法律案」が国会提出された。本法案は、続く157回臨時国会において衆議院厚生労働委員会に付託されたものの、衆議院解散により審議未了、廃案となった。2004年の159回通常国会においては、国連における「障がい者権利条約」策定への取組みや、当事者団体の多くが求める「障がい者差別禁止法」制定の動きなども踏まえつつ、全会派が賛同できる法律改正案とするため、民主党と与党の協議が行われた。

障がいを理由とする差別禁止を規定

その結果、2004年5月に与野党合意案がまとまり、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が衆議院内閣委員長提案として可決、成立した。ポイントは、①障がいを理由に差別してはならない旨を基本理念に追加、②障がい者基本計画の策定について、都道府県は義務、市町村は努力義務とすること、③障がいのある児童と障がいのない児童との“交流及び共同学習”を進めること、④難病等の調査・研究の推進、⑤法施行後5年目途の検討規定——など。

「障がい者差別禁止法」の制定を

今回の法改正を契機に今後、民主党は、真のバリアフリー社会実現のため、国連における権利条約策定の動きもフォローしながら、すべての障がい者に「完全参加と平等」を保障し、具体的な差別の禁止を規定する「障がい者差別禁止法」の制定など実効性ある法整備に取り組む。